

議案第98号

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例の一部を改正する条例

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第3条関係） 特別職の職員の給料及び報酬の額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 投票所の投票立会人の報酬について、その者の職務に従事した時間が法の規定による投票時間に満たないときは、日額に、当該従事した時間の投票時間に対する割合を乗じて得た額（10円未満の額が生じた場合は切り捨てる。）とする。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>別表第1（第3条関係） 特別職の職員の給料及び報酬の額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 投票所の<u>投票管理者及び投票立会人の報酬</u>について、その者の職務に従事した時間が法の規定による投票時間に満たないときは、日額に、当該従事した時間の投票時間に対する割合を乗じて得た額（10円未満の額が生じた場合は切り捨てる。）とする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 <u>農業委員会の特別職の職員に対する報酬は、この表に定めるもののほか、国の交付金の範囲内で市長が別に定める額を支給することができるものとする</u></p> <p style="text-align: center;">○</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年 2月28日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

職務に従事した時間が法の規定による投票時間に満たないときの日額の取扱いを投票管理者も含めるとともに、農業委員会の特別職の職員に対し農地利用最適化の推進活動に応じた上乘せ報酬を支給しようとするものである。